



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学部法学会記事・編集後記・第二二巻第三号訂正
Description	雑報
Citation	北大法学論集, 22(4), 303-307
Issue Date	1972-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27922
Type	other
File Information	22(4)_P303-307.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和四十六年一〇月一日(金)午後一時半—四時半

「公務員の争議権をめぐる最近の問題点」

報告者 保原喜志夫
出席者 保原 喜志夫
二一名

公務員の争議権に関する最近の判例の動きを中心に、その問題点について、保原教授から次のような報告をうかがった。

昭和三十三年二月、県財政赤字解消のための教職員定数削減、昇給停止などの勤務条件悪化に反対して、三日間にわたり三割ないし四割の休暇闘争を行なった当時の同教組委員長ら一一名は、右ストの責任を問われ、地公法三七条違反として、佐賀県教員から最高六ヵ月、最低一ヵ月の停職処分を受けた。この事件を審理していた佐賀地裁は、本件八月一〇日、右ストは地公法三七条が禁じる争議行為にはあたらないとして、右行政処分の取消しを命じた。

終戦とともに全労働者に保障されたはずであった争議権は、昭和三十三年七月、当時のGHQの指示に基づく政令二〇一号により、公務員および公共企業体等職員につき、その行使が全面的に禁止され、その後この禁止は国公法、公労法等の法律にとり入れられ

今日に至った。この立法政策に対しては、かねてから、学界はもとより、下級審判例においても批判が強かったが、近時、最高裁は、全通中野判決(昭41・10・26)および都教組判決(昭44・4・2)において、公務員も憲法二八条の「勤労者」であって、その争議権は、職務に伴う内在的な制約の範囲内で、最大限に尊重されるべきであり、少くとも単なる労務の不提供を内容とする争議行為は、刑罰の対象とはならない(いわゆる刑事免責がある)ことを明らかにした。この結果、刑事事件においてなされた公務員の争議行為を禁じる規定に対する限定的な解釈が、行政処分(または民事法上の制裁)にどのように影響するかが次の関心となっていた。右佐賀県教組判決は、このような状況においてなされたストを理由とする行政処分の取消しを命じる最初のものであって、一地方裁判所の判決に過ぎないとはいえ、その意義は画期的なものがあつた。本件では、争議行為による公務員の利益と住民の利益の保護との比較衡量がキーポイントとなっている。今後の傾向としては、住民(国民)の利益に重大な損害がなければ懲戒も加えられないという判断が、とりわけ下級審では一段と強まるのではないかと推測される。しかし、最高裁の判断がどう出るかは、その裁判官の構成の変化から考えても、予測はむずかしい。

報告後の討論は、まず佐賀地裁判決の評価の問題からはじめられた。報告者が「画期的」と評されるのはいかなる根拠によるのか。公務員の地位を契約関係とみるか特別権力関係とみるかで、本件の評価も異なるのではないか。利益衡量論は、どの程度の適

用可能性があるか。本件の場合、この利益衡量論では、禁止された争議行為に該当しないとみなされるのか。該当するがやむをえないとして違法性が阻却されるのか。かかる問題の質疑応答を経て、討論は争議権の本質にふれる点に移った。一般に争議権はいかなる理由から認められるのか。公務員の争議行為の名宛人は誰か実害はどこに及ぶのか。公務員の争議権制限はいかなる社会的理由によるかなど。このような問題は、単なる法技術上の問題ではない。いわば社会哲学的な考察を要する問題であるが、この種の事件の真の問題解決は、結局このような考察に核心があるのではなかるうか。

○昭和四六年一〇月二十九日(金)午後一時半—四時半

「帰朝報告—私が出席した国際学会について—」

報告者 小山 昇
出席者 一二五名

昭和四四年六月から二九年、パリ大学国際都市日本館館長として滞欧された小山教授に、その間に教授が出席された国際学会の様様について、報告をうかがった。それは次の三つの学会であり、それぞれの組織、特色、研究発表の内容、報告者の感想等を含むものであった。

一 Die Tagung der Vereinigung der Zivilprozesslehre. 一九七〇年四月五—八日、ウィーンにて。第一テーマ、裁判官と鑑定人、第二テーマ、団体司法と企業司法(Verbands- und

Betriebsjustiz)。

二 Ⅷ^e Congrès International de Droit Comparé イタリーのベスカーラにて。一九七〇年八月二十九日—九月五日。

三 Société de Législation Comparée における諸研究会。

一 一九七〇年二月二十五日 La section de droit japonais の第一回総会、もと東京日仏会館フランス総長、現パリ大学教授 Jacques Robert 氏の Les aspects constitutionnels et politiques du Japon moderne と題する講演。

二 一九七〇年二月二十五日 La section de droit japonais と La section de science criminelle de l'Institut de droit comparé de Paris との共催、法政大学吉川経夫教授の Les mesures de sûreté dans le projet préparatoire du Code pénal du Japon と題する講演。

三 一九七〇年六月二十五日 Ⅱ^e Rencontre juridique franco-hongroise, l'Institut des sciences juridiques et politiques de l'Académie des sciences de Hongrie との共催。テーマは L'économie et le droit。

四 一九七〇年六月二—四日 定例総会、もとフカレスト大学教授、現パリ大学客員教授の Victor Cadere 氏の Facteurs historiques déterminants dans la formation du droit roumain. と題する記念講演。

五 一九七〇年一〇月一五—二〇日 Ⅴ^e Colloque Franco-Britannique, パリとロキジョットにて。パリで Le L'exécution

des conventions collectives de travail に関して、オックスフォード大学 O. Kahn-Freund 教授とトゥルーズ大学 M. Despax 教授との講演。

6 一九七〇年二月二十五日 La section du droit japonais の会、Introduction au droit de la Conciliation au Japon と題する報告者の講演。

7 一九七一年一月二日 総会、フェノスアイレス大学教授パリ大学客員教授の Ignacio Winizky 氏の Le projet latino-américain de loi uniforme concernant les titres et valeurs と題する講演。

報告後、五十嵐教授から、日本学術会議会員としての立場から、わが国からの国際学会への出席に関する右学術会議の利用状況等について、若干の説明があった。つづいて行なわれた質疑では、欧米における外国法の研究の状況、外国の学者の国際学会への関心・目的、学会の学問的な深さ、テーマの取り上げ方、等について討論された。報告者によれば、ヨーロッパにおける外国法の研究の比重は必ずしも大きくはないとされ（ことに、フランスでは、比較法への関心は、外国法を知る興味にとどまっているのではない）、また学会での報告・討論は、各国が平行線をたどり、必ずしもかみ合った議論がなされているとはいえないとされる。国際学会へ出席するには、語学力（ことに hearing の能力）に加えて、胃袋の強さ（体力の保持）が必要であると指摘されたのは、報告者の貴重な体験にもとづく助言と思われる。

○昭和四六年一月二日（金）午後一時半—五時半

「明治憲法制定をめぐる法思想—ヨーロッパ憲法

思想との関連において—」

報告者 深瀬 忠一

出席者 二三名

明治憲法の制定をめぐる法思想について、深瀬教授から次のような報告をうかがった。

報告者は、次の三点からこの問題にアプローチされる。一、何故明治憲法がドイツ流の憲法思想を採用していることになったのか、その実践的・理論的背景。二、ドイツ憲法思想の内容分析とロエスレルの位置づけおよび日本への影響。三、岩倉、伊藤、井上らに抱かれた日本独自の憲法思想（ことに国体観念の意義。「第一点について」明治天皇政権の復活と同時に君主憲法採用の基礎は確立しており、その根本規範はすでに決まっていた。従って、その後の憲法の制定は君主憲法の選択ではない。ただ制度的確立には、東洋的政治観念は役立たず、欧米の立憲主義に範が求められた。当時、民間では、イギリス、フランス、アメリカ流の憲法思想がかなり優勢であつたにもかかわらず、ドイツ立憲君主制思想に立脚したのは、政府指導者による民権に対する君権の防衛である。「第一点について」日本に採り入れられた憲法思想は、ドイツにおける比較的保守派の憲法思想である。つまり、窮極において國王権力を拘束しない「立憲主義」思想であり、「君主主義原理」を貫ぬぎ、國王の人格的支配を認める。それがロエスレルを通し

て日本に移植される。その際のロエスレルの日本への影響は、次の意味で三重の影響をもった。彼の井上(岩倉)に及ぼした憲法思想、伊藤の訪欧における具体的・綿密な助言、憲法案作成への積極的参加。ただ天皇に対する見方については、彼は、万世一系永遠的君主とみる明治政府指導者の見方に反対し、基本的には天皇機関説の立場であった。「第三点について」岩倉、伊藤、井上らの日本独自の国体観念が深層において重要な地位を占めていた。それは神話的古代天皇制の復活であり、一種の世襲カリスマ制といえるのではないか。この国体観念が明治憲法の根本規範をなしていた。その点にドイツ立憲君主主義との重要な相違がみられる。しかし、かかる国体観念は根元的には近代の意味の立憲主義と調和し難いものであった。

報告後の討論では、日本政治史や日本史の専門研究者(法学部Ⅱ松沢教授、岡助教授、文学部Ⅱ永井教授等)が加わり、きわめて活発でかつ興味ある議論が展開された。ことに、明治政府の指導者による国体観念のとらえ方について、報告者は、神話的古代天皇制をめざす国体観が井上や伊藤らにあったとされるが、かかる見方に異論が多かった。まず国体の観念そのものにも変遷があったが、井上や伊藤には、政治的神話としての国体観は抱かれていなかったのではないか。その意味で、明治憲法の思想の中には、神話的・非合理的な要素はなく、伊藤などは基本的には、天皇機関説に立脚してはいったのではないか。ドイツにおいても、当時、議会の力が強くなり、国王の神聖性はすでに失われていたのでは

ないか。ただ、明治の指導者に天皇神聖観がはじめからあまり強くなかったとはいえ、ある程度神聖化することが、法制度の確立には便利であるという認識は認められるのではなからうか。また、万世一系の天皇統治は、いわゆる世襲カリスマ制とは別のものであり、また西洋の正統主義(legitimism)とも異なるものではなからうか。総じて、報告者と質問者と意見の食い違いが目立った討論であった。報告者の意見は、わが国の憲法学の研究をふまえたものであろうが、かかる喰い違いが、直ちに憲法学者と政治学者の見方の相違であると断ずることは、いうまでもなく適当ではなからう。興味ある有益な討論であった。

編集後記

◇…遅ればせながら、二二巻四号をおくる。ここに新人の論策をふくむ六編。創刊号以来の既載累計は二八〇編におよぶ。顧みて、誌上を彩る執筆者の顔ぶれには消長があり、研究テーマの分布にも変遷があった。とはいえ、本誌二二年の歩みは、そのまま、歴然たるわが学部発展の跡にはかならない。それが同時に、学界の歩みであることを自負しえぬ憾みはあるが。

◇…かつて、みづから執筆陣に名を列ねることを編集委員の任とした時期があった。いまや、原稿の豊饒は、編集子をこの種の負担から解放し、むしろ執筆上の謙抑をこそ、その任とした観がある。むろん量的な絢爛は、かならずしも質的な充実を意味しない。かりに現在の傾向がつづくとなれば、予算面の配慮を措くとしても、早晚、枚数その他執筆条件の規制、登載原稿の選別・評価など、思いきった対応を考える必要に迫られるであろう。大学における研究発表の自由とは何か、があらためて問われることになる。

◇…札幌五輪の閉幕。華やかな五色の煌きは消えた。人それぞれに感慨と余韻をのこして。スポーツの燦をよそに、本誌はわが道をゆく。もとよりアカデミックな栄光は望むところではない。ただ、時代の進展に棹さしつつ学界をリードする、着実な業績の開拓を念うのみ。

(編集委員)

訂正

第二巻第三号二九頁下段

三行目 誤

示してくれたと、報告…

八行目

国民がキク△知る権利▽

正

示してくれた。報告…

国民の△知る権利▽

次号(第二三巻)予告

論 説

債権譲渡禁止特約の

効力に関する一疑問 (一)

米倉 明

資 料

挙証責任論の一断面 (一)

池田 桑男

ロシア共和国における住居賃貸借 (2)

佐保 雅子

第一次大戦下における社会主義運動 (二)

成田 博之

―ツインメルヴァルト運動を中心に―

小林 資郎

西ドイツ割賦金融会社をめぐる

法的問題の所在 (2)